

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 1 2 月

砺波市議会定例会議案説明資料

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和 6 年 1 2 月 2 日

砺波市議会 1 2 月定例会

## 令和6年12月砺波市議会定例会議案説明資料目次

1	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例制定の要旨	1
2	砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨	1
3	砺波市体育施設条例一部改正の要旨	2
4	砺波市福祉センター条例一部改正の要旨	2
5	砺波市公会堂条例廃止の要旨	2

1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の要旨

「刑法等の一部を改正する法律」の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代わる拘禁刑が新たに創設されることから、関係する5条例について所要の改正を行うもの。

施行期日 令和7年6月1日

2 砺波市職員の給与に関する条例等一部改正の要旨

国の人事院勧告等に基づき、職員の給料表及び期末勤勉手当の改定を行うため、関係する5条例について所要の改正を行うもの。

(1) 給料表の改定

国の人事院勧告による俸給表に準じ、全職員の号給について給料表を改定する。

(2) 期末勤勉手当の改定

区分	現行	改定後	増減
一般職（特定管理職員含む。）	4. 5 0月	4. 6 0月	+0. 1 0月
再任用一般職（再任用特定管理職員含む。）	2. 3 5月	2. 4 0月	+0. 0 5月
特別職等（市議含む。）	3. 4 0月	3. 4 5月	+0. 0 5月
特定任期付職員	3. 4 0月	3. 4 5月	+0. 0 5月

(単位：月)

区分	適用年度	6月期			12月期			年間		
		期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	R6年度当初	1.225	1.025	2.25	1.225	1.025	2.25	2.45	2.05	4.50
	R6年度改定	1.225	1.025	2.25	1.275	1.075	2.35	2.50	2.10	4.60
	R7年度以降	1.25	1.05	2.30	1.25	1.05	2.30	2.50	2.10	4.60
特定管理職員	R6年度当初	1.025	1.225	2.25	1.025	1.225	2.25	2.05	2.45	4.50
	R6年度改定	1.025	1.225	2.25	1.075	1.275	2.35	2.10	2.50	4.60
	R7年度以降	1.05	1.25	2.30	1.05	1.25	2.30	2.10	2.50	4.60
再任用一般職員	R6年度当初	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	1.375	0.975	2.35
	R6年度改定	0.6875	0.4875	1.175	0.7125	0.5125	1.225	1.40	1.00	2.40
	R7年度以降	0.70	0.50	1.20	0.70	0.50	1.20	1.40	1.00	2.40
再任用特定管理職員	R6年度当初	0.5875	0.5875	1.175	0.5875	0.5875	1.175	1.175	1.175	2.35
	R6年度改定	0.5875	0.5875	1.175	0.6125	0.6125	1.225	1.20	1.20	2.40
	R7年度以降	0.60	0.60	1.20	0.60	0.60	1.20	1.20	1.20	2.40
特別職等	R6年度当初	1.70	/	1.70	1.70	/	1.70	3.40	/	3.40
	R6年度改定	1.70	/	1.70	1.75	/	1.75	3.45	/	3.45
	R7年度以降	1.725	/	1.725	1.725	/	1.725	3.45	/	3.45
特定任期付職員	R6年度当初	1.70	/	1.70	1.70	/	1.70	3.40	/	3.40
	R6年度改定	1.70	/	1.70	1.75	/	1.75	3.45	/	3.45
	R7年度以降	今回改正なし								

施行期日 公布の日（一部規定は令和7年4月1日施行）

### 3 砺波市体育施設条例一部改正の要旨

砺波市野球場のスコアボードをフルカラーLED映像方式による電光掲示板に改修することに伴い、利用料金の改定を行うため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和7年4月1日

### 4 砺波市福祉センター条例一部改正の要旨

多世代が集う施設となるよう施設の名称を「砺波市福祉センター」から「砺波市多世代交流施設」に改めるとともに、受益者負担の公平性を図る観点から、利用料金の区分等の改定を行うもの。また、令和7年4月開所の「砺波市多世代交流施設しよう」を追加するため、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和7年4月1日

### 5 砺波市公会堂条例廃止の要旨

南般若公会堂を南般若地区自治振興会へ無償譲渡することに伴い、本市の公会堂がなくなることから、この条例を廃止するもの。

施行期日 令和7年1月1日